

第6章 都市づくりの実現に向けて

第6章 都市づくりの実現に向けて

1. 都市づくりの推進と取り組み方

1) 都市づくりの役割分担と協働

本計画の推進にあたっては、高砂市が主体となって、都市計画や都市計画事業などを実施するとともに、国や県、その他公的機関との調整や協力を得ながら推進します。

しかし、まちづくりの主役は市民であることから、市民や自治会、ボランティア団体、NPO、各種団体、企業など多様な主体との連携を図りながら、市民の自主的なまちづくりを支援します。

2) 市民の参加・参画の促進

市民のまちづくりへの関心や意欲を高めるために、まちづくりに関する情報提供やNPOなど市民活動の支援を通じて、市民がまちづくりに参加できるような環境づくりに努めます。

施策や事業の実施に関しては、計画の策定段階からワークショップや社会実験の導入、パブリックコメント制度の活用や公募委員の登用など、誰もがまちづくりに参加できる手法を検討し、市民と行政とが協働でまちづくりを進めます。

3) 情報の公開

都市計画の決定や変更、都市計画事業の実施などにあたっては、高砂市の広報紙やホームページ、パンフレットなどを通じて情報公開し、市民への公表と周知を図ります。また、市民が進めるまちづくりや地域単位のまちづくりに必要な情報の提供も行います。

4) まちづくりを支援する制度等の活用

まちづくりを進めるために、区域区分や地域地区はもとより、地区計画や建築協定・緑地協定など、都市計画に関わる制度を活用します。

事業の実施においては、都市計画法などに基づく事業を実施し、面的整備や道路・公園などの基盤整備を行います。また、必要に応じて、都市計画の決定や見直しを進めます。

また、都市計画法に基づく事業の対象以外でも、必要性の高いものについては、社会資本整備総合交付金を利用するなど、実現可能な整備手法の活用を図ります。

5) 庁内推進体制の確立

これまでの、道路や下水道などの施設や設備などの整備と福祉や教育などの推進は個々に計画され、実施されてきました。

これからのまちづくりでは、本計画に示された将来の都市像を実現するために、個々に施策や事業を行うのではなく、一体的に施策や事業を実施することで、相乗効果を高め、効率的に進めることが必要です。

そのため、庁内における横断的な組織の連携や総合的な視点でまちづくりを進める体制づくり、市民が進めるまちづくりに対応できる職員の育成などを進めます。

2. 都市計画マスタープランの見直し

本計画は、中長期的な展望に基づいて定めた計画ですが、社会経済情勢の変化や地域の状況、地元の要望などにより、策定時に想定しなかった状況に至ることもあります。

また、「市町村の基本構想（総合計画）」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を上位計画としているため、これらの計画との整合が必要です。

都市計画では5～10年の間に見直しを行うものとされており、「高砂市総合計画」や兵庫県が策定する「東播都市計画区域マスタープラン」の見直しにあわせて、本計画の見直しを進めます。